

○文部科学省告示第六十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月二十九日

文部科学大臣 馳 浩

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>指定をした日</p>	<p>指定の有効期間</p>	<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>
<p>月梅図</p>	<p>平成二十八年三月 二十九日</p>	<p>平成二十八年四月 四日から同年六月 十三日まで</p>	<p>株式会社日本経済新聞社文化事業局 局長 小松 潔 東京都千代田区大手町一―三―七 東京都美術館 館長 真室 佳武 東京都台東区上野公園八―三十六 日本放送協会事業センター 事業センター長 小野 昭一 東京都渋谷区神南二―二―一 株式会社NHKプロモーション 取締役展博事業本部長 畠山 経彦 東京都渋谷区神山町五―五 NRビ ル</p>	<p>東京都美術館 東京都台東区上野公園八―三十六 平成二十八年四月二十二日から同年五月二 十四日まで</p>